

福井県報

号外第56号
平成21年
6月26日(金)
火・金曜日 発行
1月1,750円郵送料共

目次

公安委員会告示

○道路交通法第四条第一項の規定による交通の規制の一部改正(八九・交通規制課)……………

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第89号

道路交通法第4条第1項の規定による交通の規制(昭和47年福井県公安委員会告示第17号)の一部を次のように改正する。

平成21年6月26日

福井県公安委員会
委員長 松本 幸太郎

別表第1(2)「通行を禁止する路切」小浜警察署の表中

「20 市道	加斗30号35番地先 JR小浜線 下本所路切	終日	大型自動車、特定 中型自動車および 大型特殊自動車
--------	---------------------------	----	---------------------------------

「20	削除		
-----	----	--	--

改める。

別表第1(3)「一方通行の道路の区間」坂井警察署の表中

「11 市道	春江町江留上錦204番地の1先から 春江町江留上錦210番地先まで	市道を西進する	終日	車両(自転車を除く)
--------	--------------------------------------	---------	----	------------

「11	削除			
-----	----	--	--	--

改める。

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」 福井警察署の表中

401	市道	三郎丸町27字5の1番地先交差点	市道を北進して県道(福井繁線)へ右折し、または直進する場合	終日	車両
-----	----	------------------	-------------------------------	----	----

401	削除				
-----	----	--	--	--	--

404	市道	重立町35字27番地先交差点	市道を北進して国道(416号)南側側道へ左折する場合	終日	車両
405	市道	重立町35字28番地先交差点	市道を西進して国道(416号)南側側道へ右折する場合	終日	車両
406	市道	重立町35字29番地先交差点	市道(高架道)を南進して国道(416号)北側側道へ右折する場合	終日	車両
407	市道	間山町3字沖田10番地の1先交差点	市道を北進して国道(416号)南側側道へ右折する場合	終日	車両

404	市道	重立町35字27番先交差点	市道を北進して国道(416号)南側側道へ右折する場合	終日	車両
405	市道	重立町35字28番先交差点	市道を西進して国道(416号)南側側道へ右折する場合	終日	車両
406	市道	重立町35字29番先交差点	市道(高架道)を南進して国道(416号)北側側道へ右折する場合	終日	車両

407	市道	間山町3字沖田10番1先交差点	市道(高架道)を北進して国道(416号)北側側道へ左折する場合	終日	車両
			市道を北進して国道(416号)南側側道へ右折する場合		

改める。

別表第1(4)「指定方向以外の進行を禁止する場所」 鯖江警察署の表中

130	県道(鯖江美山線)	石田上町46号7番地先交差点	県道を東進して市道へ右折する場合	終日	車両
-----	-----------	----------------	------------------	----	----

130	県道(鯖江清水線)	石田上町46号7番地先交差点	県道を東進して市道へ右折する場合	終日	車両
-----	-----------	----------------	------------------	----	----

改める。

別表第3「歩行者用道路」 敦賀警察署の表中

3	市道	三島町1丁目4番7号先から松島町130号23の4番地先まで	午前7時から午前8時30分まで(日曜日および祝祭日を除く)	車両(二輪の自転車を除く)
---	----	-------------------------------	-------------------------------	---------------

3	市道	三島町1丁目4番7号先から松原町28番10号先まで	午前7時から午前8時30分まで(日曜日および休日を除く)	車両(自転車を除く)
---	----	---------------------------	------------------------------	------------

改める。

別表第5「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止区間」 小浜警察署の表中

27	町道	若狭町上黒田第16号2番地の1先から若狭町大鳥羽第16号57番地先まで	約1,350
----	----	-------------------------------------	--------

27	町道	若狭町上黒田第24号2番地の1先から若狭町大鳥羽第16号57番地先まで	約1,680
----	----	-------------------------------------	--------

別表第7(1)「普通自転車が通行できる歩道の区間 歩道を通行することができる区間」 坂井警察署の表中

10 市道	春江町境為第4号14番地(東方約200m)先から春江町随応寺23番地先までの 両側歩道	相互通行	約 1300
10 市道	春江町随応寺23番地先から九岡町北横地第19号3番地の10先までの 両側歩道	相互通行	約 2800

改める。

別表第7(1)「普通自転車が通行できる歩道の区間 歩道を通行することができる区間」 敦賀警察署の表に次のように加える。

52 一般国道27号(美浜東バイパス)	美浜町佐柿 国吉城トンネル西側抗口西方先から美浜町山上110字古屋1番20先までの 北側歩道	相互通行	約 1250
---------------------	--	------	--------

別表第10「最高速度を指定する区間」 勝山警察署の表中

56 広域農道	北郷町坂東島12字43番先から荒土町堀名中清水10字29番先まで	約 4100	50
56 市道	北郷町坂東島12字43番先から荒土町堀名中清水10字29番先まで	約 4100	50

改める。

別表第10「最高速度を指定する区間」 小浜警察署の表中

15 町道	若狭町上黒田第16号2番地の1先から若狭町大鳥羽第16号57番地先まで	約 1350	40
15 町道	若狭町上黒田第24号2番地の1先から若狭町大鳥羽第16号57番地先まで	約 1680	40

改める。

別表第14「一時停止場所」 福井警察署の表に次のように加える。

1583 市道	中央1丁目1番25号(アリス△南西角) 先交差点に北東側から入ろうとするとき。
---------	---

別表第14「一時停止場所」 大野警察署の表に次のように加える。

473 市道	友江第11号14番地(奥越土木事務所北東) 先交差点に南側から入ろうとするとき。
--------	--

別表第14「一時停止場所」 あわら警察署の表に次のように加える。

349 市道	角屋第6号3番地(稲澤方北方) 先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。
350 市道	城新田第5号14番地(朝倉方南東約60メートル) 先交差点に南西側および北東側から入ろうとするとき。

別表第14「一時停止場所」 坂井警察署の表に次のように加える。

682 市道	坂井町徳分田第11号16番地先交差点に南側から入ろうとするとき。
--------	----------------------------------

別表第14「一時停止場所」 鯖江警察署の表中

532 市道	下河端町13街区7番2先交差点に北側から入ろうとするとき。
532 市道	下河端町1901番地先交差点に北側から入ろうとするとき。
751 市道	長泉寺町2丁目1番23号6先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。
751 市道	長泉寺町1丁目1番23号6先交差点に東側および西側から入ろうとするとき。

改め、同表に次のように加える。

993	市道	新横江2丁目6番37号先交差点に南側から入ろうとするとき。
994	市道	中野町第4号13番地の2先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
995	市道	鳥羽1丁目10番13号先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
996	市道	鳥羽町100字7番先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
997	市道	鳥羽町106字37番先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。

別表第14「一時停止場所」越前警察署の表中

150	県道（高木北府線）	瓜生町37号7番地先交差点に東側から入ろうとするとき。
-----	-----------	-----------------------------

150	県道（高木北府線）	瓜生町36号7番地先交差点に東側から入ろうとするとき。
-----	-----------	-----------------------------

236	市道	小野谷町4号3番地の12先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
-----	----	-------------------------------------

236	市道	小野谷町4号1番地の14先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
-----	----	-------------------------------------

239	市道	小野谷町3号17番地先交差点に西側から入ろうとするとき。
-----	----	------------------------------

239	削除	
-----	----	--

480	市道	小野谷町4号3番地の7先交差点に南西側から入ろうとするとき。
-----	----	--------------------------------

480	市道	小野谷町4号3番地の17先交差点に南西側から入ろうとするとき。
-----	----	---------------------------------

改め、同表に次のように加える。

828	市道	小野谷町8号22番地の3先交差点に西側から入ろうとするとき。
829	市道	妙法寺町28街区6番交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
830	市道	妙法寺町26街区7番先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
831	市道	妙法寺町6街区3番先交差点に南側および北側から入ろうとするとき。
832	市道	妙法寺町22街区1番先交差点に東側から入ろうとするとき。

別表第14「一時停止場所」敦賀警察署の表中

39	市道	松島町130号23の4番地先交差点に東側から入ろうとするとき。
----	----	---------------------------------

39	市道	松原町28番10号先交差点に東側から入ろうとするとき。
----	----	-----------------------------

314	市道	野神4号3番地先交差点に西側から入ろうとするとき。
-----	----	---------------------------

314	削除	
-----	----	--

改める。

別表第16(2)「駐車禁止場所（指定する区間が1の警察署管轄区域内のみ）」福井警察署の表中

464	県道（福井加賀線）	中央1丁目19番14号先から豊島1丁目9番10号先までただし、同区間中の別告示490および491で指定する道路幅区間を除く。	終日	車両	約	600
-----	-----------	--	----	----	---	-----

「464 県道(福井加賀線)	中央1丁目19番14号先から豊島1丁目9番10号先までただし、同区間中の別告示490、491および499で指定する道路拡幅区間を除く。	終日	車両	約 600
----------------	---	----	----	-------

改め、同表に次のように加える。

499 県道(福井加賀線)	中央2丁目3番27号先から中央2丁目3番25号先まで(道路南側の拡幅区画された区間)	終日	車両(貨物集配中の貨物車を除く)	約 35
---------------	--	----	------------------	------

別表第16(2)「駐車禁止場所(指定する区間が1の警察署管轄区域内のみ)」 坂井警察署の表中

「38 市道	春江町江留上綿210番地先から春江町江留上綿204番地1先まで	終日	車両	約 125
--------	---------------------------------	----	----	-------

「38	削除			
-----	----	--	--	--

改める。

別表第17(2)「駐車方法を指定する場所」 坂井警察署の表中

「1 市道	春江町江留上綿204番地の2先から春江町江留上綿198番地の1先まで	終日	普通自動車	斜め駐車	約 110
-------	------------------------------------	----	-------	------	-------

「1	削除			
----	----	--	--	--

改める。

別表第19「車両の停止禁止場所」 福井警察署の表中

「2 市道	大手3丁目11番地先において公安委員会が標示した部分			
3 市道	大手3丁目16番1号先において公安委員会が標示した部分			

「2	削除			
3	削除			

「5 県道(湖上志比口線)	城東2丁目1番4号先において公安委員会が標示した部分			
6 市道(環状東線)	高木町第51号7番地先において公安委員会が標示した部分			
7 県道(福井停車場老松線)	大手2丁目1番16号先において公安委員会が標示した部分			
8 その他道路(国鉄駅前広場)	中央1丁目1番1号先において公安委員会が標示した部分			
9 県道(鯖江丸岡線)	順化1丁目22番15号先において公安委員会が標示した部分			
10 県道(福井加賀線)	大宮4丁目11番20号先において公安委員会が標示した部分			

「5	削除			
6	削除			
7	削除			
8	削除			
9	削除			
10	削除			

改める。

別表第2 2 「横断歩道設置場所」 福井警察署の表に次のように加える。

688	市道	手寄1丁目10番1号先 (豊島北)	交差点	2	
-----	----	-------------------	-----	---	--

別表第2 2 「横断歩道設置場所」 福井南警察署の表中

「	520	一般国道416号	深坂町18字26番先 (礒石油店南東)	交差点	1	」
---	-----	----------	---------------------	-----	---	---

「	520		削 除			」
---	-----	--	-----	--	--	---

改める。

別表第2 2 「横断歩道設置場所」 あわら警察署の表中

「	215	県道 (高柳矢地線)	池口8字78番2先 (河原井手集落東)	交差点	2	」
---	-----	------------	---------------------	-----	---	---

「	215	県道 (高柳矢地線)	池口8字78番2先 (河原井手東)	交差点	4	」
---	-----	------------	-------------------	-----	---	---

改める。

別表第2 2 「横断歩道設置場所」 鯖江警察署の表中

「	311	市道	川島町45号22番地先 (川島大橋東詰)	交差点	1	」
---	-----	----	----------------------	-----	---	---

「	311		削 除			」
---	-----	--	-----	--	--	---

改め、同表に次のように加える。

512	県道 (鯖江美山線)	川島町45字25番先 (川島大橋東)	交差点	1	
-----	------------	--------------------	-----	---	--

別表第2 2 「横断歩道設置場所」 敦賀警察署の表に次のように加える。

465	一般国道476号	余座6字14番2先 (余座東)	交差点	2	
-----	----------	-----------------	-----	---	--

別表第2 2 「横断歩道設置場所」 小浜警察署の表中

「	116	県道 (本保新平野線)	竹長2号先 (本保橋北詰)	交差点	1	」
---	-----	-------------	---------------	-----	---	---

「	116	県道 (本保平野線)	竹長29号14番地先 (本保橋)	交差点	2	」
---	-----	------------	------------------	-----	---	---

改め、同表に次のように加える。

420	県道 (本保平野線)	本保52字12番1先 (大谷口)	交差点	1	
421	県道 (上中田烏線)	若狭町大鳥羽35字69番先 (鳥羽小学校西)		1	

別表第2 5 「駐車可又は停車可」 坂井警察署の表中

「	1	市道	春江町江留上錦198番地の1先 江留上公園南側道路の白線で区画された部分	終日	普通乗用自動車	」
---	---	----	---	----	---------	---

「	1		削 除			」
---	---	--	-----	--	--	---

改める。

別表第2 7 (2) 「車両通行帯 (交差点付近等) を設ける区間」 福井警察署の表中

「	69	一般国道416号	開発町第3号5番地先 開発町西交差点から	東方約40メートルまでの 西進車線	2	終日	」
---	----	----------	-------------------------	----------------------	---	----	---

「	69	一般国道416号	開発町第3号5番地先 開発町西交差点から	東方約40メートルまでの 西進車線	3	終日	」
---	----	----------	-------------------------	----------------------	---	----	---

改める。

別表第29「自転車横断帯設置場所」鯖江警察署の表中

「 24 市道	川島町第45号2番地先(川島大橋東詰)	交差点	1
---------	---------------------	-----	---

「 24	削除
------	----

改める。

平成二十一年六月二十六日印
平成二十一年六月二十六日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一八四三

福井県福井市大手三丁目一七番一號 福井県
福井県福井市西開發三丁目七一五 白崎印刷(株)

☎ 六三〇〇